

気水第 1897 号
令和 4 年 11 月 4 日

神奈川県環境保全協議会会長 殿

神奈川県環境農政局
環境部大気水質課長
(公 印 省 略)

「東京湾における化学的酸素要求量等に係る第 9 次総量削減計画
(神奈川県)」及び「水質汚濁防止法による化学的酸素要求量等
に係る総量規制基準」の公表について

本県の環境行政の推進につきましては、日ごろから格別の御協力を頂き厚く
お礼申し上げます。

さて、標記のことについて、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 4
条の 3 第 1 項の規定に基づき総量削減計画を策定し、併せて同法第 4 条の 5 第
1 項及び第 2 項の規定に基づき、令和 4 年 11 月 4 日付け神奈川県告示第 480 号
～第 482 号により総量規制基準を改め、本日公報（第 357 号）に掲載しました
ので、お知らせします。

なお、神奈川県公報は次のホームページから御確認いただけます。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/y8e/cnt/f7405/index.html>

問合せ先
水環境グループ 沼崎
電 話 045-210-4123 (直通)
電子メール suisitusidou.202@pref.kanagawa.lg.jp